

## 再処理工場のウラン試験に関する説明会（弘前会場）の実施結果について

1. 日 時 平成16年7月23日（金）18：00～20：25
2. 場 所 弘前商工会議所 2階大ホール
3. 当 社 兒島社長、鈴木副社長、青柳再処理工場技術部長、鈴木再処理計画部長  
小松試運転部長、宮川安全技術室部長、伊藤広報渉外部長
4. 司 会 末永 洋一 青森大学教授（青森大学総合研究所 所長）
5. 参 加 者 91名
6. 概 要
  - （1）兒島社長挨拶（18：04～18：07）
  - （2）説明（18：07～18：40）  
資料に基づき、青柳技術部長がプロジェクターを使用して説明を行った。
  - （3）休憩、質問・意見記入時間（18：40～18：55）
  - （4）質疑応答（18：55～21：25）  
主な質疑応答は、次のとおり。

### （司会）

それでは、55分再開ということで先ほどアナウンスいたしました、まだ1、2分あるようですが、再開させていただきたいと思います。

これから皆さま方のご質問、ご意見に対して、会社の方から誠実に、また簡単かつ要領を得て簡明に回答させていただきたいと思いますが、最初にちょっと大変堅苦しくせん越ではございますが、若干お約束事を申し上げさせていただきたいと思います。

いわゆるヤジといいますか、不適切発言等々、途中でそういうことは、よもやないとは思いますが、そういうことのないようにひとつお願いしたいと思います。この説明会を、特にこれからの質疑応答を、非常に有意義でかつまた有効なものにしたいと私も思っております。また、できる限り多くのご質問等にお答えしたいと思っておりますので、その点よろしくお願いしたいと思っております。大変せん越なことを申し上げましたが、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは最初に、まずウラン試験の概要等に関する項目に対して、いくつかご質問がまわっておりますので、これに対して回答させていただきたいと思っております。

まず最初に、ウラン試験を行う理由ということで、ウラン試験は、何故やらないといけないのか、ということで、弘前の工藤さまからご質問をいただいておりますので、小松部長の方からお答えください。

### （当社）

お答えさせていただきます。なぜウラン試験を行うのかということですが、先ほど冒頭の方でも説明をさせていただきましたけれども、試験は段階的に操業状態に近づけながら進めていくことにしています。

これまでに、水や空気等を用いた通水作動試験をやってきましたし、それから硝酸や有機溶媒等を用いた化学試験をやってきました。これからのウラン試験では、ウランを使わなければわからない、確認できないような、そういった試験を進めることにしています。

具体的には、先ほども出ましたけれども、模擬ウラン燃料集合体を用いまして、せん断機のせん断性能を調べたり、あるいは抽出工程でウランの溶液を用いまして抽出性能等を確認しながら、これまでの化学試験等では出てこなかった、明らかにならなかった不具合とか不適合を徹底的に洗い出しまして、次の段階であります、アクティブ試験あるいは操業運転に向けて、徹底的に洗い出してそれを改善しておく、そういうことで試験を行っていくわけでございます。

(司会)

はい、ありがとうございました。弘前の工藤さま、再質問はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、これは終わります。

次に、これも小松部長にお答えいただきたいと思いますが、ほぼ同じような質問が2件来ております。1件は弘前の杉山さま、もう1件は同じ弘前市の光浦さまとお呼びするのだと思いますが、ご質問をいただいております。

杉山さまのご質問ですが、ウラン試験で使用するウランは、天然にあるウランと比べてウラン235の割合が少ないとありますが、どのくらいでしょうか、というご質問。それから光浦さまは、ウラン試験では、何故ウラン235の割合が少ないウランを使うのか。操業と同じようなウランを使わなければ、意味がないのではないかと、というご質問です。ある程度ダブると思いますので、これに関しまして小松部長の方からお答えいただきたいと思います。

(当社)

まず、劣化ウランの濃縮度がどれくらいかということでございますけれども、天然ウランが0.7%です。それに対して約3分の1でありますので、0.2とか0.3%ぐらいの濃縮度のウランを使います。

それから、劣化ウランをなぜ使うのかということですが、再処理工場の使用条件では臨界のおそれがないこと、それから使用済燃料に比べまして放射能レベルが極めて低くて、先ほど言いました不適合を徹底的に洗い出すということで、そのためにはいろんな改造とかがありますけれども、放射能レベルが低いので、人間が直接アクセスして手直し改造工事ができやすいといったことでございます。

それから今言いました、濃縮度が低いと意味が無いじゃないか、ということでございますけれども、この濃縮度は物理的な性状でございますので、化学的な挙動、抽出性能とかいったものは、ウランの濃縮度には関係ありませんので、十分、抽出挙動ですとか、せん断性能といったものは確認できます。

(司会)

はい、ありがとうございました。弘前の杉山さま、同じく弘前の光浦さま、今の回答でよろしいでしょうか。再質問ございますでしょうか。はい、それじゃあこれは終わりとい

たします。

次に、これも小松部長からお答えいただきたいと思いますが、ほぼ同じような内容を持つものが、2件来ております。1件は弘前市の田中さまですが、原燃はなぜウラン試験の開始を急ぐのか、というご質問。それから同じ弘前市の太田さまから、ウラン試験を急いだり、再処理をどうしてもやらなければならないという背景には、再処理を止めると従事している人や研究をしている人の仕事がなくなってしまうということがあるのではないかと若干ダブるところがあると思いますので、この2件に関しまして小松部長の方から回答して下さい。

(当社)

再処理工場を含むサイクル事業を、国のエネルギー政策に基づいて計画に沿って着実に進めていくことが、私どもの使命であると認識しています。したがって、化学試験が終了した建屋につきましては、安全を最優先に粛々とウラン試験をやりたいと考えています。

(司会)

はい、弘前市の田中さま、それから同じく太田さま、今の回答でよろしいですか。再質問ございますか。それじゃあこれも終わりということにいたします。

それから、これも小松部長にご回答いただきたいと思いますが、先ほどもご質問いただきました弘前市の光浦さまからでございます。昨日青森で勉強会が開かれ、原燃は先行施設で6年もかけて行われたウラン試験とアクティブ試験を2年でやろうとしていることを知った。これは新聞で書いていたとおり、スケジュールありきで安全を軽視していることにはならないのか、というご質問でございます。この点、小松部長お願いします。

(当社)

ウラン試験の期間ですけれども、我々の方は約1年間を予定しています。それから先行施設のウラン試験の実績でございますけれども、フランスのラ・アークのUP-2再処理工場というところの分離建屋に相当する建屋では約10ヶ月間で行っています。それから核燃料サイクル開発機構東海工場のウラン試験ですけれども、1年半くらいの期間をかけてウラン試験をやっているわけですけれども、その中に改造工事が含まれていまして、実態的には約11ヶ月くらいの期間で実施したということで、基本的には六ヶ所工場のウラン試験の期間と、それから先行施設のウラン試験とは基本的には同じような期間であるというように判断しています。

(司会)

はい、弘前市の光浦さま、今の回答でよろしいでしょうか。再質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ただ今までは、ウラン試験の概要について、という項目に関する質問ということで、私の方に上がってきたペーパーは以上なのですが、先ほどお名前をあげた方で、再質問ありますでしょうか。なければ次の項目に移らせていただきますけれどもよろしいですか。

それでは、次の項目に移らせていただきます。第2番目の項目に、安全対策及び環境対策、とございましたが、これらに関しましてこれから質疑に入りたいと思います。

まず安全対策の方でございますが、これは青柳部長にお答えいただければ幸いと思いますが、黒石市の阿部さまからです。トラブルは実際に現象として目に見えたもの、計測できたもので判断するものと思いますが、それをトラブルとして認知するかしないかは運転員や作業員の認識で決まることであり、人の資質や技術レベル、知識の習得度であると思います。そこで運転員や作業員の国家試験取得の有無や更新等はどうなっているのか、また協力会社等のそれらの確認は何をもってされているのでしょうか、というご質問でございます。青柳部長お願いします。

(当社)

教育訓練のことでございますけれども、再処理工場を運転するために必要な資格というものは、再処理工場全体では核燃料取扱主任者というものが必要でございます。こういった者は、私どもには今、数十人おります。

そして、ここでご質問になられているのは、たぶん運転員の技能といったもので国家資格というようなことをお考えなんだと思いますけれども、そういったものは現在ございません。ただ、私どももこれから安全に再処理工場のウラン試験を行うために、社内的に技術・技能認定制度というものを設けてございます。

それはどういうことかと申しますと、中央制御室で運転する人たちには3種類ございます。1番上で全体を管理する統括当直長という責任者が一人おります。そして6つのブロックに工程がわかれておりまして、その6つのブロックに一人ずつの当直長というのがあります。そして、その下に運転員がいるわけでございます。全体で50人から60人くらいを1直として、直体制で再処理工場を24時間運転するわけでございます。

それで、その技能でございますけれども、それぞれのレベルでどういう技能が必要かということを確認にして、技術・技能認定制度ということで勉強してもらいまして、その結果を筆記試験、そして、特に統括当直長や当直長の場合は面接試験をやって、その人がその任に堪えられるかどうか、それだけの知識、技能があるかどうかを確認して、現在、技術・技能認定制度でそういう確認をしているということでございます。

それから関連会社につきましても、放射線を取り扱いますので、保安教育というのが全員に課せられます。これは、我々社員と、正社員以外にも関連会社の方でも仕事をやっていただくためには、同じように保安規定というもので要求されている保安教育をしっかり受けていただいて、仕事をやっていただくという形になってございます。以上でございます。

(司会)

黒石の阿部さま、今の回答でよろしいでしょうか。再質問ございますか。それでは次に移ります。

安全対策に関する教育訓練、についてのご質問でございますので、これも青柳部長に回答いただきたいと思います。

お住まいはわかりませんが、鈴木さまからであります。通水作動試験、化学試験を通し

て、ヒューマンエラーによる操作ミス等の防止に対する教育、それから水平展開、再発防止対策等について、どのような場でどのように実施しているのか、また実施の担保はどのようにとっているのか、というご質問でございます。これも青柳部長お願いします。

(当社)

先ほどから、段階的に試験をやってきたということをご説明しておりますけれども、文書で書いた試験手順書、試験要領書こういうものに基づいて試験を行っております。そして、これを段階的に行うことが1番大きな教育訓練だと考えております。

ただし、ご指摘のように、今までもヒューマンエラーというのは出ております。こういったものは、やはりその手順書とか要領書がまだ十分ではなかったということで、そういうヒューマンエラーが起きた時に、それを教訓といたしまして、手順書、要領書を改訂して、そして、それを徹底するというのを繰り返して今やっております。これをやることによって、最終的に私ども操業時の運転要領書、運転手順書というものにまとめあげていきます。これに、ヒューマンエラーが防止できるような蓄積を、現在改善しながら進めているわけでございます。そして、できたものについて教育訓練をしっかりやることによって、アクティブ試験、それから操業に向けてヒューマンエラーの防止を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

(司会)

鈴木さま、よろしいでしょうか。再質問ございますか。

それでは今度は、環境対策、で1件いただいておりますので、とりあえずそちらの方に移らせていただきます。こちらは宮川部長から回答いただければと思います。

ちょっと内容がわかりませんので、こちら側で大体こういうことだろうというような形で申し上げたいと思いますが、排気筒の高さ、それから海洋放出口の深さ、これはどうなっているのか、というお名前も何もございませんが、そういうご質問が1件。それから、0.022ミリシーベルト/年が、排気筒、海洋放出口のすぐそばでも同じ数値か、ということで、これは黒石の奥さまからご質問いただいております。宮川部長お願いします。

(当社)

回答いたします。

まず、主排気筒の高さですけれども、六ヶ所の再処理工場からの主排気筒の高さは、地上から150メートルという高さがございます。それによって、大気で拡散、希釈して影響を緩和するというのを考えてございます。

海洋放出管の方は、六ヶ所沖の海岸から沖合い3キロの距離、東側の方に出しまして、海面から水深44メートルの所に放出口を設けてございます。海流によって十分拡散、希釈できるようなことを考えて、そういう構造にしております。

おたずねの周辺の線量値、1年間で0.022ミリシーベルトについてでございますが、この線量は六ヶ所村の工場周辺に住んでいらっしゃる多くの一般の方々の生活の条件を考えて評価してございます。おたずねは排気筒や海洋へ放出する、すぐそばでも同じ値なのかということですが、そういった場所での評価というものをやっているわけではござい

せん。通常に生活されている状態での評価でございます。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。後段の方は黒石の奥さまからのご質問に対する回答でございますが、今の宮川部長の回答でよろしいでしょうか。ではこれも一応終わりにいたします。

それじゃあ、次にこれは小松部長に答えていただきたいと思いますが、安全対策です。ウラン試験で出た放射性廃棄物はどうするのか、という質問があります。これに対して小松部長お願いいたします。

(当社)

ウラン試験で発生する気体状、液体状の廃棄物につきましては、本格操業時とほぼ同様の処理をして放射能が低下した上で、排気筒あるいは海洋放出管から放出します。それからウラン試験で発生する固体状の廃棄物でございますけれども、これにつきましては、アクティブ試験以降に発生する廃棄物は区別して安全に容器内に保管することにしています。ちなみに、発生する固体廃棄物の量ですけれども、200リットルのドラム缶換算で約2,500本位出るだろうと推定しています。

(司会)

これもお名前が無い方なのですが、今の回答でよろしいでしょうか。それでは終わりにいたします。

その次でございますが、これは、安全対策等、に關しまして青柳部長から回答いただきたいと思いますが、弘前の方でお名前はございませんが、このような質問です。言葉でいくら説明しても、実際にトラブルが発生した時の県民への影響は多大である。原燃関係者は県内に住むわけではないので、何かあったとしても他人事なのではないか。将来、関係者が青森県六ヶ所村の住人になるというのであれば、少しは信用できると思う。万全をと思っても人のやること、一旦自然破壊につながる放射能漏れが起きたとき、誰もその被害者の保障はできないであろう。いつ起こるかわからないのだから。それ故、危険回避の最大はウラン試験に入らないことだ、という質問とご意見も入ったものをいただいております。青柳部長をお願いいたします。

(当社)

私ども、今までこういう原子力災害を起こさないことのために、あらゆる努力をやってまいりました。設備にしる、今やっている従業員の訓練、こういうことをすべて原子力災害を起こさないということのためにやってきたわけでございます。

それで今ご指摘のとおり、私ども今六ヶ所村に住んでおりますけれども、現在、圧倒的に県内出身者の方が多くなってございます。そして私どもは六ヶ所の近くに社宅を造って住んでおりますけれども、そこには1,000人くらいの30代あるいは20代の若い夫婦が毎日の生活を子供達と一緒にしています。そういった人たちが自分の仕事に責任を持って今やっておりますので、こういうことにはならないというように私は信じてございます。これで、ご回答になってますでしょうか。

(司会)

関係者はたくさん住んでいるということと、万全を期してやっているという回答だったと思いますが、お名前がないので、ご質問、ご意見をお寄せいただいた方、もし再質問あればと思いますがよろしいですか。

これは小松部長にお答えいただきたいと思いますが、安全対策に対する弘前の外崎さまからです。建屋の内部説明が一本の直線のようにになっているが、もんじゅの時のようにパイプはどのような配置になっているのか、というご質問でございます。小松部長お願いします。

(当社)

ウランを取り扱う配管については、腐食に強いステンレス鋼の配管を使用しております。また、万一その配管からウラン溶液が漏れた場合には、それを受け取るための受け皿というものが設置されています。受け皿や配管につきましては、汚染が広がらないように厚いコンクリートで作られた小部屋、これをセルといますが、そういうものの中に配置しています。さらに空気中に漏れ出たウランが、外に出ないようにということで、換気設備によって気圧を外側よりも低く設定し、三重の閉じ込め構造になっております。

(司会)

はい、ありがとうございました。今のご質問に対する再質問、どうぞ、外崎さん。

(質問者)

今ご説明いただいたんですけれども、私としてはなかなか納得がいかない説明だと思います。と言いますのは、様々な所で、継ぎ足しが必ずあるはずで、パイプとパイプの間。もんじゅもそうでしたね。その継ぎ足しの所で、もんじゅは事故が起きました。でもナトリウムでした。ですから誰にも被害は被らなかったわけです。動物にも人間にも。しかしもんじゅはもう動けない状況にありますね。もし、劣化ウランを入れた場合、そういう事故が起きないと絶対に言える可能性はありますか。

(司会)

はい、では小松部長。構造上の問題だと思いますが。

(当社)

今申しましたように、仮に配管から漏れたとします。それは部屋に出ますけれども、受け皿というのがあります。それはコンクリートのセルの中に位置しているわけです。それがセルに漏れますと、漏れい検知器というのがありまして、その漏れいがかかりますし、それからそのセルの中にある空気は、最終的にはフィルタを通過して主排気筒から出て行くわけです。

もんじゅの方の事故というのは温度計ですか、そこから漏れて火災になったということで、こちらの今言ったウラン溶液の漏れいとは違う話だと思います。

(司会)

はいどうぞ。再々質問です。

(質問者)

そのことなのですけれども、コンクリートをそんなに信じてますか。

(司会)

建屋のコンクリートのですか。

(当社)

コンクリートの中には、ステンレスの腐食に強い内張りが張ってありますので、配管から仮に漏れたとしてもその受け皿で、まず溶液を受けるわけです。それは更にコンクリートの中に入っていて、その外にまた操作するエリアがあって、それで外に漏れてこないということでございます。

(司会)

では再々々質問どうぞ。

(質問者)

ステンレスは腐食性がないとお思いですか。非常に腐食性は高いと思います。特にウランとかそういうものに触れるとそれだけ可能性が高いと思いますけど。そのところを。

(当社)

配管につきましては、腐食性や強度や地震等を全部考慮した上で配管設計をしていますので、使用状況においても、ちゃんともつように設計してあります。

(司会)

はい、じゃあこれでもう終わりにしてください。

(質問者)

フィルタの問題なのですが、そのフィルタはどういうふうになるのか。排気筒からフィルタの処理ですね。それから排気筒から排出されるということですが、1番最初、排気筒の高さは違いましたね。今150メートルですけども、1番最初は何メートルだったかご存知ですか。

(司会)

これ、宮川部長か小松部長。どちらでもかまいません。では技術部長。

(当社)

まずフィルタの話でございますけれども、フィルタは高性能粒子フィルタというガラス

繊維でできているようなものですが、これがどういう状況ならば、フィルタの性能が維持できるかということは、様々な事故条件を実際に起こして、いろんな実験をやられております。これは公開文献でございます、私ども安全審査の時に、中で火災が起きた時、あるいは臨界事故が起きた時に、そのフィルタがもつかどうかというものを安全審査の中で説明してございます。したがって、今小松が言いましたようなセルの中にウラン溶液等が漏えいした時は、ミストが出るのですけれども、そういうものが出た時でもそのフィルタが全然問題ないということを公開文献で証明しまして、それで今の粒子フィルタというものが使えるということを十分説明してございます。

それから私の記憶では主排気筒は、基本設計の時から150メートルでございました。

(質問者)

いえ違います。基本設計の時は違いました。

(当社)

六ヶ所には再処理工場自身からの排ガスというのは、主に150メートルの主排気筒から放出することになっているのですが、それ以前にフランスから返還されているガラス固化体の施設というのが先にできています。そちらの方は万が一放出する量があっても量が少ないということで、高さ75メートルという別の排気筒がございましてけれども、それとは違うのですか。

(質問者)

いえ違います。再処理の排気筒です。

(司会)

最初の時と今回の150というのは違うというのですか。

(当社)

すみません。私ども地上から150メートルと申し上げていますが、排気筒の基礎の部分は海拔55メートルの所にあります。そこを地上としてそこから150メートルの高さにあるのです。そのため資料によっては、もしかしたら海面から205メートルとか、約200メートルという数値がどこかにあったのかも知れません。

(質問者)

一番最初の再処理の設計図は70mでした。末永さんは良くご存知ですね。

(司会)

昔、よく勉強しましたけれども、忘れまして。残念ながら数値は覚えておりません。それに私、司会者ですので私に振られても困りますので、それはよろしく願いいたします。

(当社)

ちょっとよろしいですか。これは、私ども1989年に安全審査で出しております。その時点から150メートルでございます。

(司会)

はい、ちゃんとデータを見ればわかると思いますので、これに関しては外崎さまの住所も書いてありますので、ちゃんとお答え下さい。よろしいですね、これに関しましては、終わりにさせていただきます。

次に、安全対策を続けますが、これは大鰐町の二川原さんでございますが、ウラン試験で使用するウランは、レベルが極めて低いと言われますが、試験後、本格的な再処理稼働時に、万が一、テロ、火災などで重大な事故が発生し、放射性物質が工場外へ放出された場合、目安として半径何キロくらいまでが危険区域として予想されるのか、というご質問でございます。青柳部長お願いいたします。

(当社)

ウランにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、仮に重大な事故が発生しても、周辺住民の方々に影響を与えるようなレベルにはなりません。

ただし、私ども、安全審査の中にでも、やはり操業のことも含めていろいろ評価してございます。そして、先ほどから申し上げているように、原子力災害を起こさないということに最大限の努力はしておりますけれども、国の方ではやはり防災という考え方をしっかり取るということが重要ですので、原子力災害対策特別措置法というのが1999年にできているわけです。その中で、防災対策を重点的に実施すべき地域というものを、再処理の場合は原子力安全委員会が5キロメートルというように設定してございます。これはウラン試験ではございません。実際の操業で起きた場合を、原子力安全委員会の中で最大限、仮想的なことを想定しても5キロメートルで十分でしょうということで、目安を作っております。

そして、私どもは原子力災害対策特別措置法に基づいて、防災業務計画というのを作って、そういう場合が仮に起きた場合、どういうふうに対応するかというものを、毎年県と、業務計画に修正がある場合は、連絡しあいながら改定する作業を行っております。以上でございます。

(司会)

大鰐町の二川原さま、これでよろしいでしょうか。よろしいですか、はい。

それでは次ですが、環境対策、事故時の影響等について、これは宮川部長にお答えいただきます。いろいろ書いているのですが、こちら側でちょっと整理した形で読ませさせていただきます。今現在でも、どのくらいのレベルの放射性物質の値があるのか。周辺住民の健康、環境の影響等の説明をしてほしい、ということでもあります。これ、宮川部長お願いいたします。

(当社)

A4の資料の6ページにおいて、レベル2以下のトラブル、INESの説明の関連の記述がありますが、それに関連してのおたずねだと思います。どのレベルの放射性物質があるか、おたずねの主旨がわからないのですが、周辺の住民の健康、環境への影響等の説明を求めますということでございますので、私ども先ほどもご説明いたしましたけれども、1年間を通じて0.022ミリシーベルトという被ばくといえますのは、自然の放射線のこういう日常生活の中で、我々が知らず知らずのうちに浴びている値からして、100分の1程度であって、安全性に関して、まったく問題ないというように考えております。

放射性物質の量についての数字は、正確なものは、今持っておりませんが、900トン前後、使用済燃料を六ヶ所の燃料貯蔵プールの方にもう既に貯蔵しております。その中には当然、放射性物質がありますが、環境への影響はまったくないわけがございまして、そういうような形で青柳がご説明しましたように、段階的な試験をやって、当初から予定している放射性物質の除去装置の性能が確かなものであるということ、きちっと確認して、0.022ミリシーベルトをきちっと守れるということ、これから達成してまいりますので、そこについてはご理解いただきたいと思っております。

ちょっと余談になるかもしれませんが、資料の6ページをご覧いただきたいのですが、上の方の絵にですね、今日ちょっとそういう話題ではないのですが、ソ連のレベル7、チェルノブイリの発電所で30名くらいの方が亡くなった大変痛ましい事故だったのですが、国連に科学委員会というのがございまして、放射線の世界中の専門家が集り議論して、何年かおきにレポートをまとめておりますが、2000年に報告したレポートがあります。その中に、チェルノブイリ事故による健康影響について、という形でベラルーシ、ロシア、ウクライナの3カ国で1990年より小児甲状腺がんの増加が見られている。事故に伴い放出された放射性物質と関係していると考えられております。ただ、この小児甲状腺がん以外につきましては、放射線が起因して全ガン、体の中にできるガンですね、その増加というものは観察されていない、と報告書になっております。それから白血病についてですが、そのリスクは事故処理の作業員でも上昇していないということです。ただ、放射線への恐怖による心理的な影響があると、こういうふうに報告書では書かれてございます。ちょっとその情報を付け加えさせていただきます。

もう1点、レベル4のJCOの燃料加工工場の臨界事故、こちらの方もちょっと補足させていただきますが、これもお2人の方が亡くなった痛ましい事故だったのですが。

(司会)

ちょっと簡単にして下さい。

(当社)

周辺環境への影響ですが、工場の中で核分裂が継続していた、臨界が起こっていたという状態があるのですが、その時間が大体20時間くらい。その時間は周辺の地域でもガンマ線ですとか中性子線が検出されました。その後、臨界状態が終息したら、通常のレベルに戻っております。この事故による環境への影響は一時的なもので、一般の人々に影響を及ぼすようなものではありませんというような報告になっております。

(司会)

はい、ありがとうございます。今、他のことも踏まえてご説明いただきましたけど、これはお名前ございませんがよろしいでしょうか。このご質問お寄せいただいた方、弘前市とだけあるのですが、よろしいですか。じゃあ、これは終わりにいたします。

それからその次でございますが、ウラン試験で発生が予想されるトラブル等、ということに関しまして、こちらに移らせていただきます。青柳部長にお答えいただきたいのですが、ウラン試験中、セル内等でウラン粉末が配管等に詰まって、どうしても取れない時にはどのようにするんですか。空気を用いても取れない場合等、とありまして、小林さまという方ですが、これは青柳部長お願いいたします。

(当社)

まずウラン試験中ということでご質問でございます。先ほども絵でご説明しましたように、こういう時にはこういう補修の仕方をするという、あらかじめ、補修手順書というのを決めております。それで今、空気あるいは硝酸等の除染液、そういうものでやってみて詰まりを除去するということなのですが、これが溶液の場所と粉末の場所で異なりまして、溶液の場所ですと、こういう除染液で除去できない場合は、アイスプラグといって途中で氷を作って、それで封をして、空気を入れて詰まりを取り除くというような構造の対策もとってございます。

それから粉末の場合は、どちらかというとなかなか原始的なのですが、配管を外から叩くというようなことが昔から有効な方法ということで、核燃料サイクル開発機構等でその叩き方についても色々なノウハウがございます。そういったやり方をやるわけでございますし、それでも駄目だという時にはウラン試験の期間中はまだセルを、セルというのは先ほど申し上げましたコンクリートの小さな部屋ですけれども、それを閉めていませんので、人間が中に入って実際に配管を切って詰まりを除去して、もう1回つなぐというようなことも可能でございます。

これが実際の操業時になってからは、運転員が近づくことができるように放射能レベルを下げるという行為を最初にやります。アクティブ試験、操業になってから方法論としては可能でございます。以上でございます。

(司会)

はい、小林さま、よろしいでしょうか。今の回答で。よろしいですか。ではこれは終わりにいたします。

次、同じくウラン試験で発生が予想されるトラブル、ということで、青柳部長にお答えいただきますが、弘前市の藤原さまからです。要は、ウラン試験では大事故等は起こらないと理解してよろしいのか、というご質問でございます。

(当社)

はい、ウラン試験では先ほどから申し上げていますように、放射線による影響、放射能による影響というのは非常に小さいので、私どもが1番気をつけているのは、先ほどの説

明でも申し上げたように、火災・爆発、これについては、やはり有機溶媒を使いますので、アクティブ試験あるいは操業と同じように温度管理をしっかりとやっていきます。

それから、放射能が小さいとはいいいながらも、やはり放射性物質ですので、それを建屋の中に閉じ込めるということで、換気系の性能をウラン試験の前にしっかり確認しておいて、ウラン試験においても、換気系をしっかりと、先ほどの高性能粒子フィルタというものを機能させるということが非常に重要でございますので、そういった万全な対策を取った上でウラン試験をやり、ウラン試験の期間中もそれに十分目を配って安全対策を維持するというのでやっていきたいと考えております。以上です。

(司会)

はい、弘前市の藤原さま、今の回答でよろしいですか。それじゃあこれも終わりにします。

それで私の手元の来ているのが、ちょっと順序が逆になっているのですが、その他ということでの質問項目に移らせていただきたいと思います。弘前市の山寺さまでしょうか。これは鈴木部長に回答していただければいいのかな。配管の腐食に関してですが、配管材質のステンレスはどの程度の強度か。時間と耐硝酸、特に溶接部分が心配です、というご質問ですが、これに関して鈴木部長よろしくをお願いします。

(当社)

はい、配管に使うステンレスというか材料ですけれども、配管の中を流れる液体の種類、これは硝酸であったり、硝酸の濃さ、使用する温度によっていろいろな試験を行った結果に基づいて腐食に強い材料というものを選んでございます。硝酸を使うということで当然腐食も気にしなければいけないわけでございますけれども、40年間の使用に耐える材料を選んでございます。溶接部につきましても、溶接をした後の耐蝕性についてもいろんな試験を行っていきまして、その環境に応じた検査を行い、十分問題無い溶接ができたことを確認した上で使用することにしてございます。以上でございます。

(司会)

弘前市の山寺さん、よろしいでしょうか。再質問あれば、マイクいきます。

(質問者)

40年もつという話ですけれども、それ以降になるとどういうふうになるのでしょうか。

(当社)

腐食というのは、いろいろな腐食の形態と専門的にはいうのですけれども、表面がうっすら溶けていく腐食、部分的に深く溶けていくような腐食の形態といろいろ種類がございます。現在、再処理工場につきましては部分的に腐食が進むということになると、寿命が当然早く来てしまうということになるので、表面から均一に溶けていくという状態で材料を選ぶようにしています。

特に腐食が心配になる所、これは、特に温度が高い所というのは腐食の速度が速いとい

うわけでございます、そういう所につきましては、腐食の状態を定期的に見るということで、使えるかどうかを確認しながら使っていくということになります。ですから、もし、その腐食によって、寿命等が考えていた腐食の深さまで達したものがあれば、それはもう取り替えたり、予備のものに切り替えるということになります。

(司会)

山寺さま、再質問ございますか。どうぞ。

(質問者)

もう1つよろしいでしょうか。

(司会)

今の質問と違うことでしょうか。

(質問者)

いえ、配管のことですから。

(司会)

はいどうぞ。

(質問者)

8ページのトラブル発生時の復旧の考え方その1の中で、精製建屋とウラン脱硝建屋の間で約1ヶ月分の貯蔵量という項目がありますが、素人考えからすると、1ヶ月の量といたらすごい量だと思うのですが、その大量のウランをこのように1箇所に貯蔵しても大丈夫なのですか。

(司会)

これは青柳部長ですね。先ほどの説明に対してですから。

(当社)

先ほどもご説明しましたとおり、1箇所に置いて、安全上どういう問題が起こるかということですが、1つは核燃料物質の場合は臨界という問題があります。ウランの場合はここで使う劣化ウランは、0.2%のウランであり、どんなに集めても臨界になりません。

それから、ここは1ヶ月分の貯蔵容量があるということでウランだけではなくてプルトニウムもあるんですけども、こういう所はどんなに量を入れても臨界にならないように形状寸法管理という貯槽になってございまして、まったく臨界上は問題ございません。

(司会)

山寺さんよろしいですか。はい。これで終わりにします。

その次も、その他の項目でいきます。再処理工場の配管の総延長について、機器と機器を連結させるパイプの総延長はどれ位なのでしょう、小松部長ですかこれは。

(当社)

再処理工場の配管の総延長ですけれども、約1,300kmほどあります。

(司会)

そういう回答ですが、これはお名前がないですが。よろしいですか。

それでは、その次、サイクル政策と経済性の問題に関しまして、先ほどの弘前の外崎さまから質問いただいていますので、これは鈴木副社長にお答えいただきたいと思いますが、今、データ改ざん、費用の比較データ隠しについて説明がほしい、ということでありますので、よろしく願いいたします。

(当社)

お答えいたします。正直申し上げまして、このデータにつきましては、今回報道があるまでそういう資料があること自体を承知していなかったわけでございます。それと申しますのも、私どもの会社は、冒頭、社長からの挨拶の中で申し上げさせていただきましたように、再処理政策に沿ってその事業を具体化するのが、当社の使命でございまして、私どもの企業内において、この直接処分、再処理政策に対する反対の政策でございまして直接処分の政策についての知見というのは、持ち合わせていないというのが、正直と言いますか、事実でございます。

今回の10年前になされた試算でございますけれども、総合エネルギー調査会の中で、一つの部会、原子力部会という部会、しかもその中の、ワーキンググループという検討会の場で、当時の通産省さんがなされたものと伺っております。しかし、このデータも海外の事例を参考に、仮に国内にあてはめればという、相当の仮定を前提になされたものというように承っております。

考えてみれば当然でございまして、昭和31年にわが国において原子力平和利用の計画が策定されて以来、ずっと再処理路線の方針は一貫して揺るぎないものであるわけでございます。国内においてそういった直接処分の研究が詳細にわたってなされたという事実はまったくないわけでございます。多くの仮定によって試算せざるを得なかったということだろうと思います。

したがって、これを例えば本年の1月になりましょうか。やはり総合エネルギー調査会の中で、原子力の再処理政策を行った場合に必要とされるコスト、これは再処理施設の解体措置であるとか、そういったものから出てくる廃棄物の処分コストこういったものをすべてひくくめてどれだけお金が掛かるか、ご承知のとおり18兆8千億円という数字が出たわけでございます。これ自体は大変大きな数字でございますが、電気1kwhあたりのお金に換算し、そして発電所を建設し、運転するのに必要な費用と合算しましても、他の発電方式、例えば火力の発電方式、燃料としては石炭であったり、天然ガスであったりするわけでございますけど、こういったものと比較しても、遜色ないんだという結論が本年1月に出されてございまして、再処理政策の他のメリット、つまり、大きなものは長期

にわたってのエネルギーセキュリティ、エネルギー資源の乏しいわが国において、将来にわたってこのセキュリティがより強固なものになるというようなことを考えれば、これは他の電源に比べて明らかに大きな利点を持つものであると考えるわけでございます。コストが安い、高いかということ抜きに、単純に安いから採用しよう、高いから捨てようと、こういう単純な考え方は成り立たないものだと思っております。

更には、直接処分方式、わが国において果たして社会的あるいは技術的に成立するものかどうか、国土の狭い日本でございますし、直接処分となればかなりの地下空洞に広いボリュームがいるのだらうと思いますが、そういったものができるのかどうかというあたりであるとか、今申し上げたセキュリティの確保という意味で、いかにどっちがどれだけ有利なのかというあたり、これはコストに乗りにくい部分でございます、こういったものも含めて、総合的に判断されるべきものと考えております。

(司会)

はい。多分よろしいと思いますが。外崎さん。再質問あれば。副社長、回答をもうちょっと短くお願いいたします。

(質問者)

簡単な質問です。バックエンドのことを考えると、約19兆円では間に合わないわけですね。すべてを入れると30兆円と言われております。電気事業連合会からきちんと出ています。書類が。私は電気事業連合会からの資料もたくさん持っています。それから、電気新聞の資料もたくさん持っています。今、再処理をやるべきか否かという問題が、この中で行われているのですよ。事実、原燃さんは何兆円かかるかわからない。私たちは隠しメモって言っていますが、その件においてもそれをわからないで原燃さんがなさるということ、いくらかかるかわからないでなさるということ、これは非常に私どもにとっては、クエスチョンマークです。

それから、再処理をすれば、今世界で38kgのプルトニウムが余っているわけです。その中において、約8kgで、ソフトボールの大きさで、長崎があれだけのことをやられました。プルサーマルの原発をやらなければ、それは今まだプルトニウムがたくさん余っているのに、なぜ今急がなきゃ、先ほどの質問じゃないですけども、なぜ急がなきゃいけないのか。そして、バックエンドのことをきちんと考えてほしい。それから私たちの電気料に加算されるということをきちんと、電気事業連合会では言っています。このことは、どう説明なさいますか。

(司会)

じゃ、鈴木副社長よろしいですか。今の、大体3点くらいにわかれていましたけれども。

(当社)

30兆云々というのは、私はまったく承知しておりません。それから、原子力に関しまして平和利用と対峙する、核兵器になる可能性のようなご指摘がございましたけれど、私ども、わが国は原子力基本法におきまして平和利用に限定して、しかも公開しながら進め

ていくという原則がございます。これは国としてゆるぎない方針であろうと思います。そのために、具体的な核物質防護であるとか、機微技術の情報管理であるとか、こういった面について国の方も厳しいチェックをしておりますし、私どももそれに対応した設備設計、その他設備運営を行っているところでございます。他にお答えする事項がありましたでしょうか。

(司会)

今の回答で、もし抜けているというところがあれば、もう一度。再質問してください。はい、どうぞ。

(質問者)

国は、はっきり申しまして、今は2つにわかれているはずですよ。国は、一体となっていない。国策だと言いながらも、一体となっていない。今、国では分裂した中で、この再処理をやるかやらないかを必死になって、討議している最中です。電気新聞や電気事業連合会から出ている書類でわかっているはずですよ、皆さん。

(司会)

はい。わかりました。鈴木副社長、国の政策が2つにわかれている云々ということに対して。はい。

(当社)

それに関しましてやっぱりきちんと国の政策として確認されたというのが、去年の10月に閣議了解され国会にも報告されました、エネルギー基本計画だと思います。原子力発電並びにサイクル事業、これは一体のものとして、国の重要な政策として進めるんだというのが、つい8ヶ月、9ヶ月前に閣議で確認された事柄でございます。おっしゃるような意味での2つの流れ云々というのは、私承知いたしておりません。

(司会)

というのが、日本原燃の見解ですが、もしあれでしたらもう一度。じゃ、そういうことで終わらせていただきます。

はい、それでは、大体似たようなご質問だったので一緒にすればよかったのですが、弘前市の相内さまから、安全性と経費の問題で再処理がうまく進んでいくのでしょうか。また、自由化が進む中で国の姿勢が見えてきません。10年前の経費の資料が、今公表されましたが、ということでそういう質問がありますので、先ほど、鈴木副社長がお答えになっていたこととダブリますが、もう一度お願いいたします。

(当社)

原子力施設を規制する国、あるいは実際にその施設を運営する事業者、これは何れも安全の確保が大前提だという規制であり、あるいは、事業者には課せられた責務であるわけでございます。例えば原子力施設の設計で申し上げますならば、先ほど、青柳が具体的な

部分を何度かお話しておるわけですが、原子力施設の安全設計、これは皆さまもお聞きしたことが何度かおありかと思うわけですが、いわゆる多重防護の設計というものが、発電所であろうと我々のサイクル施設であろうと、同じ共通したフィロソフィーとして採用され、かつまた採用が確実なものであるかのチェックがなされておるわけですが。

簡単にこの多重防護の考え方を申しますと、まず異常を起こさせ難い設計であるということですが、二つ目は、この異常を事故に拡大させないという設計であること。三つ目は、仮に万一事故が発生しても、環境に対するその緩和措置を持った設計である。こういうことが安全審査等で求められておりました、私どもの具体的な再処理工場の設計においては、そこを証明する作業を長いこと時間をかけてやってきたわけですが。そういう意味で、その一部を減らすためにコストを削減する、そこを犠牲にしてコストを削減するということは、私どもやっておりません。

それから、その一方、コストが高くかかるのではないかということについては、先ほど申し上げたとおり、18兆8千億円と確かに膨大な数字でございますけど、その数字の大きさそれ自体はまったく意味をなさないわけですが、電気を一単位、電気の場合は1kwhが一単位でございますけど、その一単位を発生するためのコストがどうなのか。他の電源と比べてどうなのか。ここが問題でございます、その結果が、他と比べて遜色ないというのが、つい半年前の結論でございます。以上でございます。

(司会)

弘前の相内さまですけども、再質問でございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次にトラブルなどに関する情報の公表というところで、2件ほどいただいておりますが、この2件、大体一緒だと思いますので、一括、伊藤部長からお答えいただきたいと思いますが、一つは外崎さまからです。事故の際の連絡方法の内容は書類等なのか。近隣住民への事故の際の連絡方法を教えていただきたい、ということですね。それから、お名前がございませんが、青森市とだけありますが、トラブルは軽微のものまですべてを速やかに公表するよう徹底されたい。そのための訓練も適切に実施されたい、という要望といたしますか、意見なのですが、これ一括でよろしいと思うのですが、伊藤部長。

(当社)

それではまず、事故の際の連絡方法と内容というご質問ですけれども、先ほどのA3資料の8ページに連絡の体制等が載っておりますけども、必要な箇所に、まずは電話で連絡する。当然その中身につきましては、わかるような紙でもお送りして通知をするというようなことにもなるかと思っております。そして、近隣の住民への連絡方法でございますけれども、通常のトラブルであれば周りの人が避難したりということはございませんので、先ほどのトラブルの程度に応じてどのような形で情報を公表させていただくかということで、三つの区分に分けて今回やるということにしているわけですが、この事故、トラブル等の情報であれば、マスコミの方に速やかに公表して、これが報道で流れていくというような流れになるかと思っております。

それで、今までは細かい情報というのは、公表していないところもあったわけですが

も、今回は保全情報というものを、翌日のホームページに発表したりとか、あと、運転の状況についても一ヶ月単位でまとめて、状況をお知らせするというような形にさせていただきます。

(司会)

はい。ありがとうございました。外崎さま、連絡方法の内容、それから連絡方法、これに関しまして、今、伊藤部長から説明いただきましたけれども、再質問あれば、よろしいですか。はい。どうぞ。

(質問者)

納得はしませんけども、これ以上質問しても、無駄だと思います。

(司会)

はい。もう1人お名前のない方もいらっしゃいますが、これはよろしいですか。それじゃ、これは終わりにします。

また、その他にちょっと戻って恐縮ですが、こちらの方で、地域振興、それから風評被害等々に関して質問があります。

今、8時になりまして、一応、2時間程度ということだったのですが30分位は、最低延ばしてよろしいという形で私も承っておりますので、8時30分位を目途に進めさせていただきたいと思います。よろしくご協力させていただきたいと思います。

まず、地域振興に関してですが、これは、弘前市の清水さんからですが、原燃さんが弘前で説明をするのは、理解を得たいからだと思う。六ヶ所村や周りの市町村には交付金などのメリットがあると聞いているが、このウラン試験が進むことによって弘前にはメリットが何かあるのですか、これは伊藤部長ですか。はい。どうぞ。

(当社)

冒頭社長の方から挨拶の時申し上げたとおり、立地の申し入れをさせていただいてから20年が経って、地元の企業ということで、私どもの会社も成長してきたという形です。現在、社員が約2千名おりますけども、県内の出身の方が千名を超えて、ちなみに、弘前市の方からも40名ほどの方が当社の社員として六ヶ所で働いていただいているという状況です。そういう意味では多少雇用の面ではメリットがあるのかなという所でございますけども、あと、直接的に弘前市にどの位というのは細かいことはちょっとわかりませんが、私ども事業の進展に伴う、県等への税金としてお支払いしているお金というのは平成14年度まででサイクル施設全体で、700億円強というお金を納めておりますので、その一部が弘前市の方にもいろんな施設を造るとか、そういう所に還元されているというように考えております。

(司会)

地域振興ということで弘前市の清水さんからいただいておりますけれども、今の回答でよろしいですか。

今度また、伊藤部長の方からお願いしたいと思いますが、いわゆる、情報の公開の方法ですね。弘前でもマスコミやホームページを活用すれば、原燃の情報をタイムリーに知ることができるのは評価できる。ただ、ホームページが万能だとは思えない。高齢者や、若い子供たちに対しての活動。これは、広報活動のことだと思いますが、考えているのか、というようなことで弘前市の鈴木さまからいただいておりますが、これはいかがでしょうか。

もう一件あります。黒石の奥さまからです。トラブルに関する資料は、青森や、六ヶ所村に行くことはできないが、郵送してもらえるか。資料ですね。トラブル等に関する資料。また、その費用は個人負担になるか、これも広報活動ですので伊藤部長から。

(当社)

パソコンの普及によってホームページというのは、タイムリーな情報伝達ができるという点からも有効な手段の1つだと考えています。ちなみに、私どものホームページは、最近では、1ヶ月あたり60万件位、アクセスがあるということで、かなりご覧になっている方が多いと考えております。

一方、当社として、ホームページ以外にも、テレビとかラジオの提供番組を通じて当社の情報を提供させていただいたり、1番部数が多いのは、新かわら版 青い森青い風という折り込みの新聞的なものがありますけども、こちらの方も新聞を取っている方には、地元紙であれば、定期的に折り込まれておりまして、その中でも私どもの事業の活動を情報提供させていただいております。

それから、青森市内の、原燃サイクル情報センターとか、六ヶ所村のPRセンターでは、サイクル事業について直接説明させていただいているということで、いろんな機会を通じてできるだけわかりやすい資料を提供していきたいと考えております。

あと、資料を郵送していただけるのかというお話がありますけども、公開している資料であれば、情報提供を是非させていただきたいと思いますので、私どもの広報渉外室の方にご連絡いただければ、必要な資料はお送りできるというふうに考えています。

(司会)

黒石の奥さん、それから弘前市の鈴木さん。今の説明でよろしいですか。送っていただけるということで、個人負担ですか。これ。

(当社)

あまり山のようにということになるとちょっとあれかもしれないですが、通常、常識的な範囲であれば、私どもの方で送らせていただきます。

(司会)

はい。そういうことですが、よろしいでしょうか。それではこれで終わります。

それでは、次に風評被害に関して、1件いただいておりますので、これはお名前ございません。風評被害に対する対応はどうか、ということで、これも伊藤部長ですか。お願いします。

(当社)

風評被害というのは、起こらないようにするのが一番大事だというふうに考えていますけども、まず、再処理工場というのは、放射性物質をいっぱい扱うということで、工場で放射性物質をどのように扱っているか、どういうふうに管理しているかということ、できるだけ私どもとして正しい知識と言いますか、正確な情報をご提供して判断していただきたいという理解活動をして、知らないから怖い、不安だということがないような形で、進めていきたいというのがまず第一点でございます。

あと、正しい情報を、適時的確に公表するという事業の透明性を図ることが信頼を得る一番の道だと思っております。通常の操業状態だけではなく、トラブルなどが発生した際には、正しい情報をわかりやすくご説明していくということが必要だと思っております。当然、言うまでもなく、安心感を持っていただくためには、安全かつ安定的な施設の操業に努めるというのが大原則でございます。

それで風評被害というのが、万が一が起こったらどうなるのだということですが、当社の施設の運転などに起因して、風評被害が発生した場合には、当社は被害を受けたとって来られた方に対して、誠意を持って、話し合いで解決に努めていくというのが基本的な姿勢です。

しかしながら、その、おっしゃられた方と当社の意見がなかなか話し合いでは解決できないという場合は、ここ青森県においては、風評被害認定委員会というのがありますので、当社としてはその中で、公正かつ適切な第三者機関の判断にしたがって、必要な補償をしていきたいと考えております。

(司会)

はい。今、回答をいただきましたが、これは、お名前ございませんが、これを寄せられた方よろしいですか。じゃ、これで終わりにします。

その次、これも伊藤部長でしょうか。弘前市のお名前ないのですが、色々お書きになっていますが、こういうことだと思います。チェルノブイリのような事故がもし発生してしまったら、そういう場合誰が一体責任を取ってもらうのか。一度ウラン試験に入ったら、汚染されてしまうとの危機感を持つ。万が一の場合、誰がどのような責任を取るのか、というご質問をいただいておりますが、これは伊藤部長で良いでしょうか。

(当社)

当社では、チェルノブイリのような事故を起こさないようにということで、設計の段階から、万全の安全対策を講じております。しかしながら、科学技術に絶対ということはないということだろうと思っております。

万が一、ご指摘のような事態が、当社の施設に事故が発生して、周りの方にご迷惑を掛けるようなことが起きた場合は、当社としてはその被害を受けた方々に対して、誠意を持って対処していくということが基本として、賠償という意味では、原子力損害の賠償に関する法律というのがあります。当然こういう原子力関係の施設を運営するにあたっては、そういう法律に基づいてきちんと保険に入って、そこで、その範囲の中で補償がされるということになります。それは、ある一定の金額でございますので、その金額が、その保険

でおりる金額を超えた場合については、国が全面的に責任を持つという形になっております。

(司会)

お名前ございませんが、今の説明と言いますか、回答でよろしいでしょうか。

それでは、あと2件ありまして、これは一括でよろしいかと思っておりますので、こういう質問です。これは、お名前ございませぬ。今月26日、来週ですか。他の説明会が、弘前市で開催されるようですが、連携を取って同時に開催することはできなかったのか、出席される方、回答者のことでしょうかね。おおよそ同じではないかと思うのですが。ということと、大事故の心配もなく環境への影響もないのに、どうしてこのような大規模な説明会を開くのか、これは弘前市の藤原さまですが、この両方。伊藤部長からお答え願います。

(当社)

今回の説明会は日本原燃として、事業者として直接皆さまに信頼回復を図るということも含めて、色々ご説明させていただいているわけです。こういう形で、いろんなご意見、ご質問を伺って、直接お答えするという形でやらせていただいているものでございます。

来週以降開かれるのは、県主催ということで、私どもも一緒に出席するという形になりますけれども、国の方とか、あとは電事連とか、また別のメンバーも来ますので、ちょっと開催される趣旨も異なるところもございませぬ。私どもは私どもとしてできるだけ皆さまに理解していただく、わかっていただくということで、こういう形で進めさせていただきませぬので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

(司会)

はい。弘前の藤原さま。今のでおわかりいただいたかなと思っておりますけれども、何かご質問ございませぬか。よろしいですか。それじゃ、これ終わりにします。

質問ではこれが最後なのですが、これは社長にお答えいただきたいと思っておりますが。半分ご意見みたいな形なのですが、原子燃料サイクルは日本のエネルギーセキュリティ上なくてはならないものだと思います。日本の将来のため、安全を大前提に着実にウラン試験を実施してほしい。なお、反対している方は、代替案がなくて、ただ反対しているだけで無責任だと思います、というような、ご意見でしょうか。こういうのがありますが、社長よろしく願います。ちなみに言いますと、お名前ありません。

(当社)

社長の兒島でございませぬ。ご質問がどうやら最後ということでございませぬので、私の立場から、まずもって長時間にわたりまして、大変ご熱心なご質問と、貴重なご意見を頂戴いたしましたことに心から厚く御礼を申し上げます。是非これからもこのように私どもの事業に対し、ご質問あるいはご意見を引き続き頂戴できれば嬉しいなと思うわけでございませぬ。

今のご質問に答える前にと申しませぬしょうか、少し前段を申し上げたいと存じませぬが、実

は我が国が原子力を力入れて採用し始めたのは、昭和48年のオイルショックからであります。あの時に、トイレトペーパー等のパニックが起きた後、石油を中東に依存していたわけではありますが、何とせよ、日本のエネルギーをもっと力強いものにしなければならない。ということでとった政策が石油に変わるエネルギー源をどう作るかということでありまして、その一番の大きな柱が原子力でありまして、天然ガスの導入もありました。石炭の導入もありました。そのようにして、油一辺倒を解消して、いくつかの電力源をもってくる。これを私ども、ベストミックスと申しておりますが、わが国のように、自前のエネルギーを持たない。また、他の国との送電線等が繋がっていないという島国における、日本のエネルギーをどう確保していくかという政策として、今のような政策がとられてきたわけであります。

そして約30年経って、今我が国には52基の原子力発電所があります。今、私どもの電気の中の35%が原子力から発生する電力であります。今、我が国において原子力のエネルギーを持つ、この電力というものを外しては考えられない。という状態に至っているわけであります。今、そういう中で8回の原子力長期計画が行われてまいりました。しかし、その中では必ず原子力、また、サイクルを含めた原子力を一貫して、わが国はとるべきであるという原子力長計の結論が出ております。

そして、かつ、先ほど鈴木が申し上げましたけれども、昨年の10月にエネルギー基本計画ということで、原子力発電と、バックエンド一体のものとしてわが国の基本的な電源としてこれは着実に進めていくということが閣議決定し、国会に報告されたということで確認されてきた、そのような下で、私どものプロジェクトがあって、青森県の皆さんにご理解承って、今、進めてきているというのが私どもの位置付けであります。

今、少し申し上げた原子力の比率が35%ではありますが、いま一度振り返ってみたいと思いますのは、わが国のエネルギー自給率が非常に小さいということであります。今、わが国の自給率、約20%と言っていますけれども、その中で原子力は約16%いっております。その残りの4%が、水力、風力、あるいは地熱という形でありまして、まさに自前のエネルギー源かもしれない。しかし、それは4%しかない。それに原子力を16%足して、20%というのがわが国のエネルギー自給率です。

今、油の値段が約41ドル位まで上がっている。これは当時のオイルショックの値段を超えるくらいの値段になっている。しかし今、私ども電気料金を上げることなく、無事に届けられている中に、原子力というもののウェイトがいつも高いという貢献度があって今それが寄与しているというように思うわけでありまして、原子力を外して、わが国のエネルギー自給を万全にするということは、今の日本国の中でありえない。考えにくいということだと思えます。

そして、なおかつ、隣の中国の10億を超える民が大変な経済成長をいたしております。中国も原子力を20基、30基作ろうとしております。また、再処理をやるようとしていますが、言ってみればエネルギーの争奪戦が要するに始まっているわけでありまして、いろんな形での争奪戦がある。そういう中で、わが国の将来ずっと子々孫々まで渡ってのエネルギー自給をどうやって考えていくのかということを実際に考えなければいけない。そういうふう考えた時に、やっぱり原子力をどうやって安全に維持するかということが、非常に大事な要素というふう考えるわけであります。

その時に原子力はフロントの方、発電の方であります、発電は原子炉の中にあるウラン235を使うわけでありまして、その使用済燃料の中にまだ、95%使えるウランが入っています。ウラン235とウラン238がありますが、238は分裂しにくいのでありますが、中性子をあてればプルトニウムになってまた使えるというものでありまして、95%のものがまだ残っている。これを要するにワンスルーで捨ててしまうのではなくて、きちんと管理し、かつまた、使える技術開発をしておくというのが大事だと思います。

技術開発は非常に時間がかかるものであります。それは、フランスもそうですし、イギリスもそうですが、再処理技術を開発するのに相当の時間をかけて、二桁の年数をかけながら開発をして、積み上げてきたわけでありまして。わが国も着実に技術開発を積み上げていかなければならない。これは、原子力というのは技術によるエネルギー源でありますから、技術開発というものは、着実に一步一步積み上げて、それを検証していくということが非常に大事なものであります。

何故、急ぐのかというお話がございましたが、急ぐわけではない。しかし、着実に進めていかなければならない。という観点で、今私ども、計画にのっとり着実に誠実に進めようとしているわけでありまして。

しかし、そういう中で一番大事なことは安全の確保でありまして、安全の確保なくして原子力はありえないわけでありまして。そういう意味では、安全の確保を最優先にするということは、私どもの絶対な使命でありまして、それは肝に銘じているつもりであります。

そのために私どもは今、品質保証体制の確立並びに着実な定着、継承ということを経営目標にいたしまして、その内容を国に報告し、審査を受け、また、専門の先生から顧問としてチェックをいただいて、さらに、これは知事さんからのご要望でもありましたけれども、我が社の経営の体質あるいは品質保証というものがどのような状態になっているかを第三者のチェックを受けると、こういうことでありまして、世界的な専門会社のロイド・レジスター・ジャパンにお願いして、チェックを受けるような形になって、今日も受けておりますが、それをまた公表してまいることになっております。

したがって、第三者の監査を受ける。それを公表するということによって、今の私どもの品質保証体制というものの維持を図っていくということでありまして。そのようにしながら安全を確保し、今の私どもの開発していくべき技術開発を着実に進めていくということが、私どもの要するに使命であろうとこんなふうに思うわけでありまして。

繰り返して申し上げますが、勿論、そのことについては、先ほどから申し上げており、公表するというか、わかりやすく皆さんに情報をお届けし、かつ、透明感のある企業でなければならない。こういうことが、大前提であります。ご信頼を得ながら進めていくということが大前提でありますので、このような機会をさらにまた何回も続けながら、皆様のご理解を得ていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、安全の確保を最優先に私ども、使命感と倫理感を持った、緊張感のある職場を作っていくということを私、社長としてお誓い申し上げながらこれから頑張っていきたいと思っております。今日は本当に皆さま、ありがとうございました。長時間、お疲れかと思っておりますが、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

(司会)

はい。どうもありがとうございます。意見が何通かございますので私の方で紹介させていただきます。

今、挨拶と言いますか、質問に関する回答で申されておりましたが、とにかく情報公開、透明性をしっかりとやりながら事業を進めていただきたい、というご意見を、名前がございません。一件。それから、賀川さまという方から。もう一件、弘前市の下山さまから。それから更にもう一人、これもお名前がございませんが、情報の公開、透明性をしっかりと、そして事業を進めてほしい、という意見をいただいておりますので、ご紹介します。それから、安全に進めていただきたいということで、再処理工場を安全に運転できるしっかりした試験を、ウラン試験のことだと思っておりますが、しっかりしてほしい、という意見。同じようなご意見が1、2お名前ないのが2件、それから、弘前市の芦野さま、それから、川内さまですね。それからお名前がございませんが、5件、6件ですね。安全を第一に進めていただきたい、という意見をいただいております。

その逆に、事業推進には心配です、ということで、大鰐市の二川原さまからもそういうご意見をいただいております。それからあと、情報公開の組織、体制作り、この辺に関しまして、なるべく早く公表できるようなそういう組織、体制を作っていただきたい、というふうな体制と組織、それに関しまして、木造町の工藤さま、岩木町の三谷さまとお呼びするのでしょうか、いただいております。三谷さまからは2件、大体そういうことでの意見をいただいております。

それから、これは耳が痛いのでしょうか、配布資料は両面だと、大変面白い。面白いと言えば恐縮ですが、弘前市の鈴木さまから資源を大事にするのなら、配布資料は両面で印刷すべきだ、ということで、今後参考にしていただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、意見で、少々厳しいことを言うが、青柳部長は言葉が難しい、ということでありまして、今後は、広報部長がやってくれたらもうちょっとわかりやすいのかな、というご意見もある。このへんは、もうちょっとご検討いただけたらと思っております。

以上が、ご意見ご質問でございますが、これですべて皆さま方からお寄せいただいたものはお読みしたつもりですが、これをお出しになっていない方で、もし意見なりご質問が、おありの方、その後ありましたら、まだ30分まであと5分程度でございますので、どなたかいらっしゃいませんか。これを出されてなかった方ですが、ございませんか。よろしいですか。

それでは、今日のご苦勞様でした。一応8時までというお約束だったのですが、30分ほど経過いたしました。会社の方にも耳の痛い質問があったかと思っております。あるいは、意見もあつたかと思っておりますが、皆さま方のご意見、ご質問を十分加味していただきながら、かつまた、いろんな要望等もございましたので、会社の方としてこれから十分配慮していただきたいと思っております。また、皆さん方、いろんな説明会等々で、あるいは、情報等々をまた日本原燃の方に求めていただければというように思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは、今日はどうも有り難うございました。

以上